Ⅰ．具体的な取り組み項目

２．労働組合としての活動

（５）外国人技能実習制度、特定技能の適正な運用

①外国人材の生命の安全と人権の保障、適正な賃金・労働諸条件と良好な職場環境・生活環境の確保に向けた労働組合としての働きかけ

労働組合として、定期的に地方出入国在留管理局・支局の受入れ環境調整担当官、外国人技能実習機構地方事務所・支所との情報交換・意見交換を行っていく。外国人技能実習生、特定技能外国人の死亡・失踪、監理団体や登録支援機関、受け入れ企業による不正行為の状況、賃金・労働諸条件、職場環境・生活環境、そしてコロナ禍において、安易な解雇が行われていないかなども含め確認していく。

背景説明

2021年10月末の厚生労働省「外国人雇用状況」によれば、外国人労働者数は前年比0.2％増の1,727,221人となっています。東北、中国、四国地方では減少傾向ですが、関東、東海地方などは増加傾向となっています。一方、このうち技能実習生は351,788人で前年比12.6％減とすべての都道府県が前年比で減少しています。また留学生は全体で前年比12.7％減ですが、富山、大阪、高知では３割程度減となっています。



外国人技能実習制度については、法務省の「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」の報告書（2019年３月）でも明らかなように、外国人技能実習生の死亡・失踪、監理団体や受け入れ企業による不正行為が数多く発生しています。2017年の新しい制度発足以降も、団体監理型技能実習生の不法残留者は増加の一途をたどっています。

2019年11月、出入国在留管理庁は、「失踪技能実習生を減少させるための施策」を発表しましたが、失踪の主な原因を、賃金の不払いなど受け入れ企業側の不適正な取り扱いや、入国時に支払った費用の回収など技能実習生側の経済的な事情にあるとの認識に立って、

・失踪者を出した送出機関、監理団体、受け入れ企業に対し、帰責性などを踏まえて技能実習生の新規受け入れを停止。

・送出国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取り決めに基づく対応の強化。

・失踪技能実習生を雇用した企業名の公表の検討。

・技能実習生からも処遇状況についてヒアリング。

・在留カード番号などを活用した不法就労の摘発の強化。

などを行うことにしています。地方出入国在留管理局・支局の受入れ環境調整担当官、外国人技能実習機構地方事務所・支所に対し、労働組合として強く問題意識を示していくことが、外国人材の生命の安全と国際人権規約の示す人権の保障、適正な賃金・労働諸条件、良好な職場環境・生活環境の確保にとって不可欠となっています。

なお、これらの諸機関が労働組合との情報交換・意見交換に応じない場合、必要な情報が提供されない場合には、金属労協本部に連絡します。









2019年４月、新たな在留資格「特定技能」が導入されました。中小・小規模事業者をはじめとする人手不足の深刻化に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくことになっており、現在、14分野（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業）で就労が認められています。対象産業（特定産業分野）として認められるためには、行われてきた生産性向上や国内人材確保のための取り組み、受け入れの必要性などを明示していく必要がありますが、実際にはほとんど根拠が示されていない産業も含まれています。2021年12月末時点で、受け入れは49,666人（前年同月比34,003人増）とコロナ禍にあっても増加傾向が続いており、拙速に導入された制度によって外国人材に関する歪みがさらに拡大しないよう、労働組合として監視していくことが重要です。

